

特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業実施要綱

1. 目的

この事業は、医療法施行規則第9条の23第1項第11号に基づき、特定機能病院の医療安全の向上を高めることを目的に、年1回実施することが特定機能病院に義務づけられている特定機能病院間の相互ピアレビュー（※）に係る事務局機能を担う者に対して支援を行うことを目的とする。

※ピアレビューとは、特定機能病院の職員（医療安全管理責任者等）が、別の特定機能病院と相互に、実地調査を行い、必要に応じて技術的助言を行うこと。

2. 実施主体

この事業の実施主体は、特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業実施団体公募要領により選定された団体とする。

3. 事業内容

この事業に係る業務は以下のとおりとする。

（1）実施計画（※）の策定

以下の点について有識者（※）を交えて検討し、特定機能病院と調整の上、実施計画を策定する。

- ・組み合わせや実施日程
- ・レビュー項目 等

※実施計画とは、ピアレビューを実施するための実施スケジュールやレビュー項目等を詳細に記載した計画をいう。

※有識者とは、医療安全に関する知識や経験を有する者とする。

（2）実施結果の収集

実施されたピアレビューの結果を特定機能病院から収集する。

（3）実施報告

事務局は、特定機能病院からの実施報告をとりまとめて「医療安全連絡会議」（※）に報告する。

※ 医療安全連絡会議とは、全ての特定機能病院が一堂に会し、各特定機能病院の相互ピアレビューの結果やその他の医療安全管理に係る取組を共有するため年1回以上開催する会議。

4. 運営方法

本事業の実施に当たり、業務を適正に実施するため、事業担当責任者を置き、特定機能病院と密接な連携を図ることにより、円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。